**第４章**

**地域福祉のめざす方向**

# １　基本理念

前計画においては、福祉分野の上位計画として、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、各分野の計画の趣旨を踏まえ、共通した基本的な理念として「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」を掲げ、地域共生社会の実現に向けて地域福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、人口減少・高齢化社会はますます進展し、住民同士の関係性が希薄化する中、新型コロナウイルスの感染拡大による新しい生活様式への転換が求められるなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑・複合化しています。

こうした地域福祉をめぐる課題を解決していくためには、行政と関係機関等による誰一人取り残さない福祉のまちづくりのもと、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながり、支え合う地域共生社会の実現が不可欠です。そして、こうした社会のもとでは、人々が安心して暮らし続けられることができ、暮らし続けることでその地域に対する愛着が育まれ、住み慣れた地域、住民が自らの手で守られていくという好循環が生み出されます。

したがって、この計画においても、前計画の基本理念を継承し、地域福祉施策の一層の推進を図ることにより、地域共生社会の実現を図っていきます。

☆ ☆ ☆　基 本 理 念　☆ ☆ ☆

誰もが住み慣れた地域で安心して

暮らし続けられるまちをめざして

# ２　共通する重要な視点

基本理念「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」の実現に向けては、次の３つの重要な視点から、様々な地域福祉施策を展開します。

**視点１　地域共生社会の実現に向けたインクルージョンの理念の浸透**

インクルージョンとは、あらゆる人を地域社会で受け入れ、共に生きていくという理念であり、そのような地域社会を「地域共生（インクルーシブ）社会」といいます。人々の考え方の相違により、誰一人取り残されることのないよう、地域福祉のあらゆる場面において、インクルージョンの理念を浸透させることにより、基本理念の実現を図ります。

**視点２　地域福祉を支える人とネットワークの確保**

人口減少・高齢化社会の進展に伴い、地域福祉を支える人材が不足するとともに、活動団体同士や住民同士の関係性が希薄化していることが、地域福祉の推進にあたり、大きな課題の一つとなっています。社会環境が変化しても、誰一人取り残されることのないよう、地域福祉のあらゆる場面において、互いを尊重し、助け合い、支え合う関係性を再構築し、地域福祉に関係する人口を拡大することにより、基本理念の実現を図ります。

**視点３　支援を必要とする人に寄り添う地域づくりの進展**

支援を必要とする人に合ったサービスが適切に選択されるような情報提供や相談支援、サービス提供は、地域福祉を推進するための重要な要素です。情報提供や相談支援、サービス提供の量、質の低下により、誰一人取り残されることのないよう、地域福祉のあらゆる場面において、利用者視点に立った利用者本位の福祉サービスを量、質ともに提供できるような体制を確保することにより、基本理念の実現を図ります。

# ３　基本目標

基本理念の「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」、第３章の地域福祉の課題の検証を踏まえ、次の３つの基本目標を掲げて地域福祉施策を体系的に展開していきます。なお、具体的な施策の展開については、第５章に示します。

**基本目標Ⅰ　地域共生社会に向けた人づくり** ☆

地域共生社会の実現に向け、地域共生社会の考え方はもとより、支え合い等の重要性の認識を高めるとともに、互いを尊重し合うことのできる関係性を高めていくことを、性、年齢、障害の有無等を問わず進め、社会復帰をめざす人を含め、誰一人取り残さないまちづくりを進めていきます。そして、地域住民の意識や関係性が高まることにより、地域福祉活動やボランティア活動にかかわる人口が拡大し、今とこれからを担う人材が育まれます。こうした人づくりに連携、協働して取り組んでいきます。

* **基本目標Ⅰの施策の方向**

１　ともに支え合う意識づくり

２　ともに尊重し合う関係づくり

３　地域福祉を担う人づくり

**基本目標Ⅱ　地域福祉がいきづく体制づくり** ☆

地域住民の意識や関係性の高まりを、見守りなどの支え合い活動や各福祉分野における個別の地域づくり活動等につなげて拡大を図るとともに、各種団体や企業、学校等との連携により、様々な活動が生かされるネットワークづくりや活動の場の確保を進めていきます。そこでは、様々な課題が生じると考えられます。身近な相談のほか、専門的な相談にも対応できるよう、包括的な相談支援に努めるとともに、誰一人取り残されることのない寄り添う支援に取り組んでいきます。

* **基本目標Ⅱの施策の方向**

１　支え合う地域づくり

２　寄り添い支える体制づくり

３　地域福祉の場づくり

**基本目標Ⅲ　安心して自分らしく暮らせる環境づくり** ☆

支援を必要とする人の中には、地域福祉活動に加えて、福祉サービスを利用することにより、住み慣れた地域で暮らすことのできる人もいます。支援を必要とする場合、または、今後必要となった場合でも、誰もが安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度を含め、様々な制度やサービスの情報提供や相談支援に努めるとともに、サービスの量の確保と質の向上を図ります。また、そうしたサービスの利用や日常生活をおくるにあたってのバリアの解消に努めるとともに、性、年齢、障害の有無等にかかわらず、その有する能力に応じて自立し、安心して暮らすことができるよう就労支援等に取り組んでいきます。

* **基本目標Ⅲの施策の方向**

１　福祉サービスを安心して利用できる地域づくり

２　人にやさしいまちづくり

図表４－１　地域福祉施策の体系

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **基本理念** | **基本目標** | **施策の方向** | **施　　策** |
| **誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして** | **基本目標Ⅰ**  地域共生社会に向けた人づくり | １　ともに支え合う意識づくり | １　啓発活動の推進 |
| ２　福祉教育の推進 |
| ２　ともに尊重し合う関係づくり | １　人権意識の向上 |
| ２　権利の擁護 |
| ３　再犯防止の推進  　（富山市再犯防止推進計画） |
| ３　地域福祉を担う人づくり | １　地域福祉の担い手支援 |
| ２　ボランティア活動の推進 |
| ３　新たな担い手の発掘・育成 |
| **基本目標Ⅱ**  地域福祉がいきづく体制づくり | １　支え合う地域づくり | １　コミュニティの醸成 |
| ２　見守り、問題発見体制の充実 |
| ３　各種団体の活動支援 |
| ４　学校、企業等との連携 |
| ５　災害に備えた対策の推進 |
| ２　寄り添い支える体制づくり | １　包括的な相談支援の推進 |
| ２　参加支援の推進 |
| ３　地域づくり活動の推進 |
| ３　地域福祉の場づくり | １　地域福祉活動拠点の整備 |
| ２　公共施設の有効活用 |
| **基本目標Ⅲ**  安心して自分らしく暮らせる環境づくり | １　福祉サービスを安心して利用できる地域づくり | １　情報アクセシビリティの向上 |
| ２　きめ細かな相談支援の推進 |
| ３　福祉サービス事業の充実 |
| ４　成年後見制度の利用促進  　（富山市成年後見制度利用促進基本計画） |
| ２　人にやさしいまちづくり | １　ユニバーサルデザインの推進 |
| ２　安心して暮らせる住まいの確保 |
| ３　能力活用と就労への支援の充実 |
| ４　スマートシティ政策の推進 |

# ４　圏域の考え方

圏域の設定にあたっては、地域住民による福祉活動を推進するのにふさわしい範囲を考慮する必要があります。本市では、自治振興会や地区社会福祉協議会、地区校下民生委員・児童委員協議会などが概ね小学校区単位で組織・活動されていることから、多くの住民にとって身近な生活圏域となっている「小学校区」（※）を基本の圏域と位置づけることとします。

なお、「小学校区」は、住民が地域意識を持ち、かつ主体的に活動できる範囲であり、市内全域に地域福祉を推進する上で中核となる重要な圏域ですが、地域福祉の課題によっては、「中学校区・地域包括支援センター担当区域」や「保健福祉センターの担当区域」、「市内全域」などのより広い範囲の圏域で課題を段階的に共有し、新たな活動につなげていくなど、地域活動を重層的に機能させていく必要があります。

また、圏域内、圏域間との連携を図りつつ、地域福祉活動の展開やその拠点づくり、ネットワークづくり、福祉サービスの充実など、官民協働によるシステム構築の推進も必要となります。

「小学校区」を基本の圏域としつつ、柔軟に対応することで、より効果的な地域福祉の推進を図っていきます。

※基礎的圏域となる小学校区は、概ね小学校の通学区域と同一ですが、学校の統廃合等により、地区によっては異なる場合もあります。

図表４－２　重層的な圏域づくり

|  |
| --- |
| **「町内会・隣近所」**  ↓↑　 日常的な会話や交流、互いに支え合い活動を実施する最も身近な範囲  **「小学校区」 ･･･ 基本圏域**  ↓↑ 　比較的身近な場所で相談や情報交換ができ、専門サービスへつなぐことができる範囲  **「中学校区・地域包括支援センター担当区域」**  ↓↑ 　身近な地域での専門的な相談・支援等が受けられる範囲  **「保健福祉センターの担当区域」**  ↓↑　 保健や福祉に関する相談や健康づくりの支援等が受けられる範囲  **「市内全域」**  　　行政や富山市社会福祉協議会による総合的な相談対応、支援等が受けられる範囲 |